

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の 汚染及び災害の発生の防止に関する条例

申請の手引き

申請書類を作成する前に必ず事前協議をしてください

市民生活部生活環境課

大田原市

令和6年4月

目 次

○ 特定事業の許可申請をされる皆様へ	1
I 本条例における許可制度の概要	2～3
II 特定事業を実施する方々への留意事項	4～5
III 許可申請の必要書類チェック表	6～7
IV 特定事業許可申請書等作成要領	8～22
1 特定事業許可申請書（様式第4号）記載要領	8～11
2 特定事業（一時堆積事業）許可申請書（様式第7号）記載要領	11～13
3 特定事業変更許可申請書（様式第8号）記載要領	13
4 特定事業譲受け許可申請書（様式第21号）記載要領	14
5 土砂等搬入届（様式第10号）記載要領	14
6-1 土砂等発生元証明書（様式第11号）記載要領	14
6-2 検査試料採取調書（様式第12号）記載要領	15
7-1 土砂等管理台帳（様式第13号）記載要領	15
7-2 土砂等管理台帳（一時堆積事業用）（様式第14号）記載要領	15
8 特定事業状況報告書（様式第15号）記載要領	15～16
9 特定事業（一時堆積事業）状況報告書（様式第16号）記載要領	16
10 特定事業水質検査等報告書（様式第17号）記載要領	16
11 特定事業相続届（様式第22号）記載要領	17
12 その他	17
参考①（誓約書）	18～19
参考②（申請者、法定代理人、役員 等）	20～21
参考③（車両表示：例）	22
V 条例・規則等	23～53
1 条例・規則	23～46
2 土砂等の安全基準（規則別表第1）	47～48
3 土砂等の安全基準（規則別表第1の2）	48
4 埋立て等の構造基準（規則別表第2）	49～50
5 一時堆積事業の構造基準（規則別表第3）	51
6 構造基準の適用除外法令等（規則別表第4）	52～53
7 申請書等の様式	54～83
8 参考 規則別表第2の（3）の表中、土砂等の区分について	84～87
参考 規則別表第2の（4）の擁壁の基準について	88～91
参考 大田原市手数料条例（抜粋）	92

特定事業の許可申請をされる皆様へ

この条例は、不適正な土砂等の埋立て等に伴って周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況を踏まえて、土砂等の埋立て等の適正化を図り、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止することを目的として、平成11年12月24日に制定し、平成12年4月1日から施行されました。

その後、土砂等の埋立て等に関する事業（特定事業）の一層の適正化を図るため、平成18年12月27日に改正条例を公布し、平成19年4月1日に改正施行され、更に平成22年3月31日に改正条例を公布、平成22年4月1日に改正施行されました。

また、特定事業における県外土砂等や改良土の原則禁止や許可申請前の周辺住民等への周知義務化などを追加した改正条例を令和4年3月25日に公布・施行し、特定事業区域面積の許可条件を「1,000平方メートル以上」から「500平方メートル以上」に引き下げる改正条例を令和5年12月28日に公布、令和6年4月1日に施行いたしました。

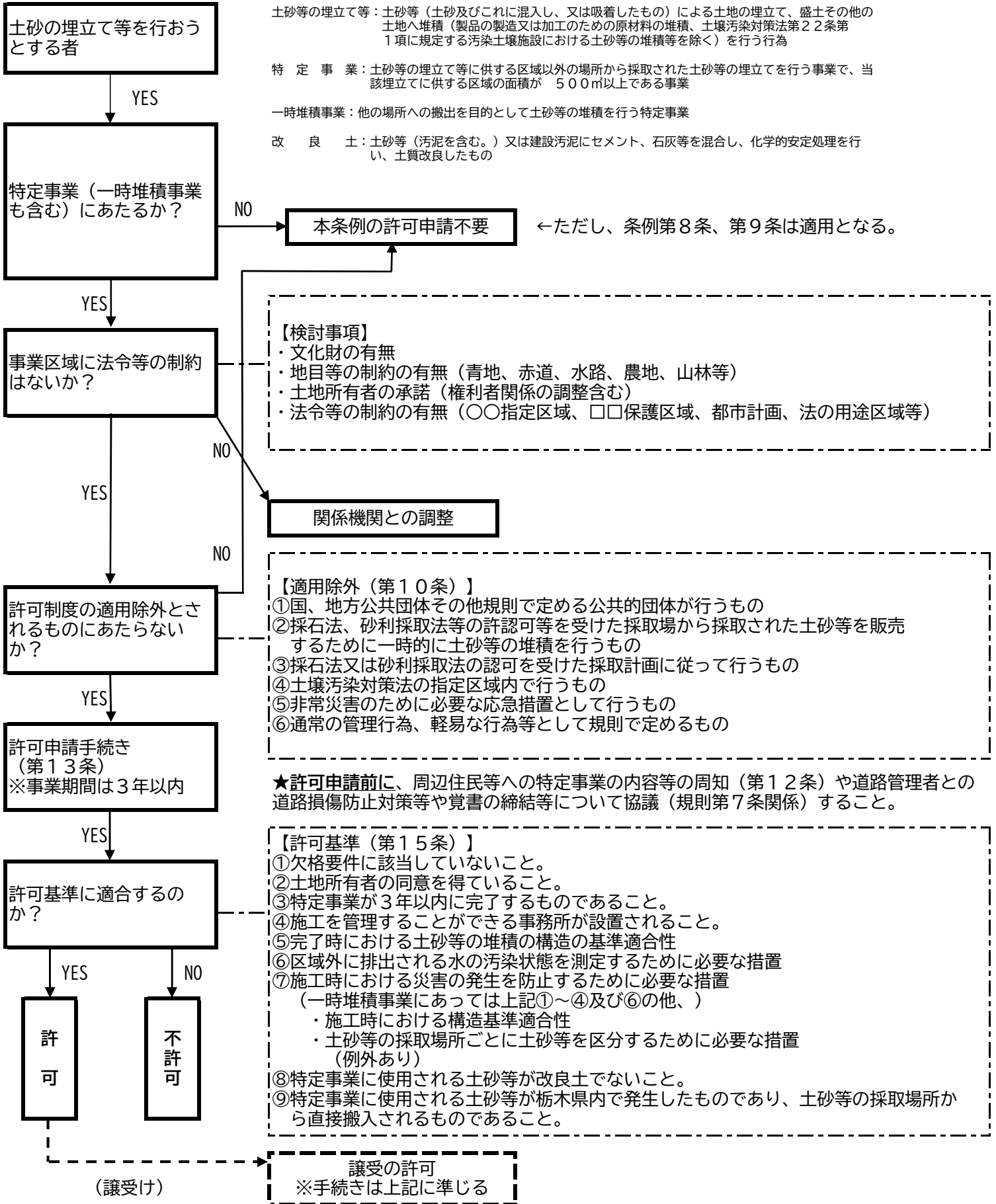
この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法や留意事項などを解説したものです。

条例の趣旨を十分理解していただき、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生の防止に十分留意され、適正な土砂等での埋立て、盛土、堆積を行われるようお願いいたします。

I 本条例における許可制度の概要

◇ 本条例では、特定事業を行おうとする場合、許可を受ける必要がありますが、許可申請から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。

1 許可を受けるまでの流れ



2 特定事業施工時の義務

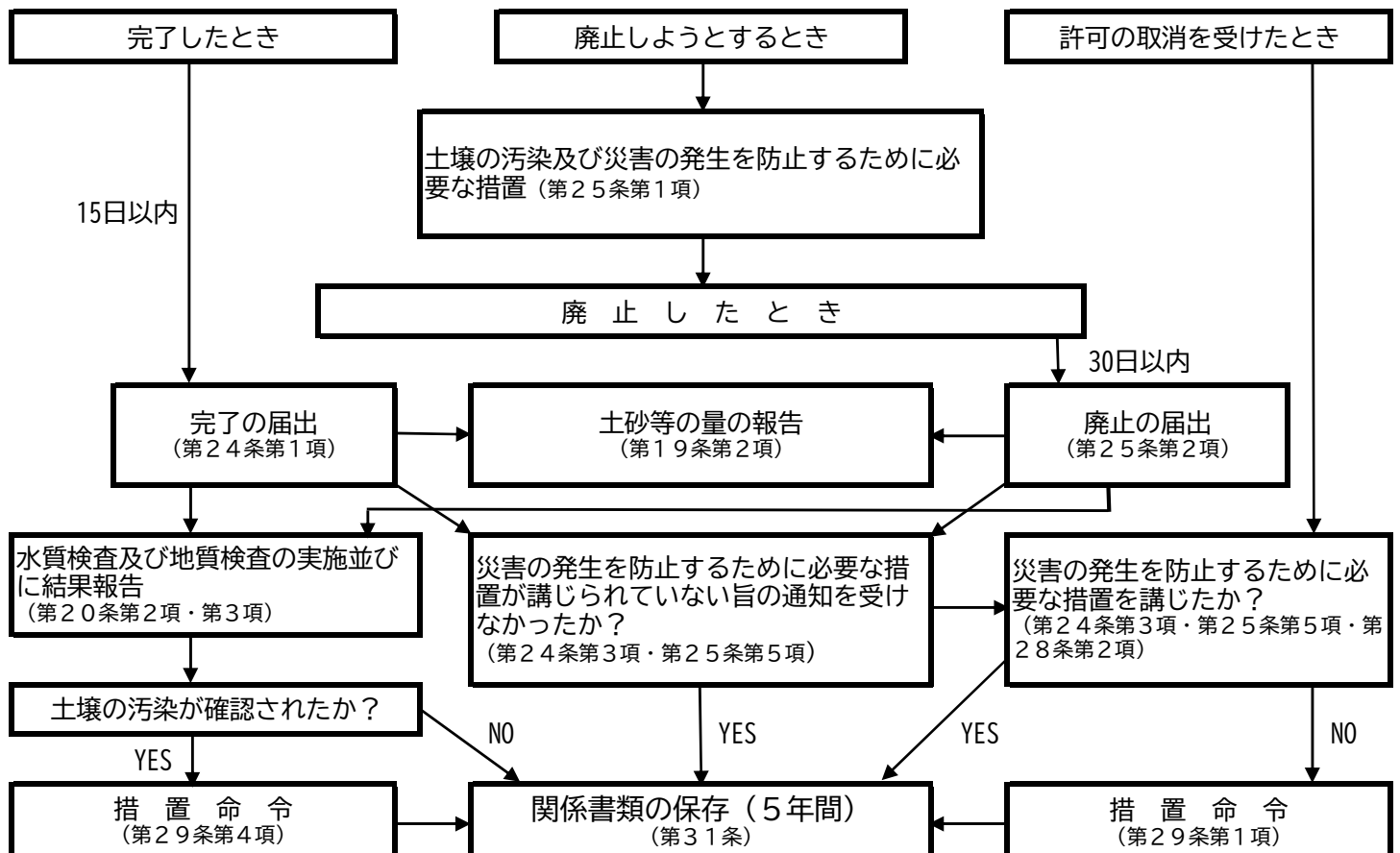
【全ての許可事業者が行うもの】

- ①土砂等の搬入の届出（第18条） → 採取場所ごと、かつ5,000m³ごとに土砂等発生元証明書及び地質分析結果証明書等を添付するほか、発生元から特定事業区域までの搬入経路図も添付
- ②土砂等管理台帳の作成（第19条第1項） → 土砂等の運搬手段及び一日当たりの搬入量等を記載
- ③土砂等の量の報告（第19条第2項） → 6か月（一時堆積事業は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内（完了時等はその届出時）
- ④水質検査等の実施及び結果報告（第20条第1項・第3項） → 6か月（一時堆積事業は3か月）ごとに当該6か月（3か月）を経過した日から2週間以内
- ⑤関係書類の縦覧（第21条）
- ⑥標識の掲示等（第22条）
- ⑦土砂等の搬入車両への表示（第23条）

【必要に応じて行うもの】

- ①申請事項の変更許可申請・届出（第17条第2項・第4項） → 氏名、住所、土砂等の量等の軽微な変更については届出
- ②事業の廃止及び休止（2か月以上）の届出（第25条第2項）
- ③譲受け許可申請（第26条） → 申請者の氏名及び住所、譲受け相手方の氏名及び住所等
- ④相続の届出（第27条） → 許可事業者の地位の承継があった日から遅滞なく

3 特定事業の終了



Ⅱ 特定事業を実施する方々への留意事項

1 事業の実施にあたって

- ① 特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市文化振興課に確認する。（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる。）
- ② 特定事業を実施する区域（土地）内に、青地や赤道等がある場合（公図で確認すること。）は、それが機能しているかどうか、事業を実施するために必要な措置等を市道路課に確認する。
- ③ 特定事業に使用する土砂等の搬入経路について、市内道路の損傷防止や損傷復旧対応等に係る覚書の締結等を道路管理者（市道路課）と協議する。
- ④ 特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む。）等の手続きが必要であるため、市農業委員会事務局に確認する。
- ⑤ 特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届が異なるため、市農林整備課及び県北環境森林事務所に必要な手続きを確認する。
- ⑥ 事務所建設（仮設対応可）については、建築確認を所掌する機関に規模、条件等を確認する。（事務所は特定事業を管理しうる範囲に設置する。）
- ⑦ その他、施行規則第12条別表第4に掲げる行為や開発行為など、関係許認可等を十分に確認する。
- ⑧ 1,000㎡以上の一時たい積事業（ストックヤード）は、粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要であること。
- ⑨ 上記以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を受ける。
- ⑩ 特定事業の内容等について、特定事業を実施する自治会等の周辺住民や特定事業場に隣接する土地所有者、その他利害関係を有する者に対して周知する。

2 事業について

- ① 事業区域、対象事業
 - i 特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、搬入路、一時堆積場の保安地帯、事務所用地等は含まない。

また、開発行為や宅地造成等の事業を行う場合、盛土する部分についてその事業区域以外からの土砂等で埋立てする区域が対象となる。（たとえ隣接地でも許可対象となる。）
 - ii 本条例では、事業区域面積が500㎡以上の事業が、許可の対象となる。

また、事業区域面積が500㎡未満であっても、その土地に隣接する土地において、その埋立てに着手する日から起算して3年以内に埋立て等が行われているときは、隣接する土地との合計の面積が500㎡以上になるものも許可の対象となる。
- ② 使用材料等
 - i 特定事業区域の表土が岩石の場合、地質検査は不要である。

- ii 路盤材として使用される砕石や砂利はこの条例の対象外である。
- iii 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されない。

3 その他

- ① 特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、事業区域以外からの土砂等の搬入終了時が事業の完了又は廃止となる。
- ② 土砂等搬入届に添付する土砂等発生元証明書、検査資料採取調書、地質分析結果証明書は、土砂等の採取場所ごとに必要である。
- ③ 農地法第4条及び第5条の許可を要するものについては、農地転用許可申請書の写しを添付して申請することができる。この場合における特定事業の許可は、農地転用許可後に許可することとなる。
- ④ 排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認しておくこと。

Ⅲ 許可申請の必要書類チェック表

特 定 事 業	✓	一 時 堆 積 事 業	✓
1 目次		1 目次	
2 特定事業許可申請書		2 一時堆積特定事業許可申請書	
3 同上（別紙搬入計画等）			
4 申請者の住民票（法人は登記事項証明書） （3ヶ月以内に発行したものに限り）		3 申請者の住民票（法人は登記事項証明書） （3ヶ月以内に発行したものに限り）	
5 特定事業場位置図（1/50,000 程度）及び付近の 見取図（1/500 程度）		4 特定事業場位置図（1/50,000 程度）及び付近の 見取図（1/500 程度）	
6 実測平面図（1/250～1/500） 水質検査を実施できる措置を記載		5 実測平面図（1/250～1/500）（土砂等堆積最大） 水質検査を実施できる措置を記載	
7 実測縦断面図（1/250～1/500）		6 実測縦断面図（1/250～1/500） （土砂等堆積最大）	
8 実測横断面図（1/250～1/500）		7 実測横断面図（1/250～1/500） （土砂等堆積最大）	
9 排水計画図（1/250～1/500）			
10 特定事業場土地登記事項証明書 （3ヶ月以内に発行したものに限り）		8 特定事業場土地登記事項証明書 （3ヶ月以内に発行したものに限り）	
11 特定事業場公図（写し）		9 特定事業場公図（写し）	
12 特定事業区域内土地使用同意書		10 特定事業区域内土地使用同意書	
13 条例第15条第1項第1号アからケまでに該当 しないものである旨の誓約書		11 条例第15条第1項第1号アからケまでに該 当しないものである旨の誓約書	
14 法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所 を記載した書面		12 法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所 を記載した書面	
15 役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載 した書面		13 役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記し た書面	
16 発行済株主総数の100分の5以上の株式を 有する株主又は出資をしているものの氏名、生 年月日、本籍地、住所を記載した書面		14 発行済株主総数の100分の5以上の株式を 有する株主又は出資をしているものの氏名、生 年月日、本籍地、住所を記載した書面	
17 規則第8条に規定する使用人又は第9条第7 号に規定する市長が別に定める使用人の氏名、 生年月日、本籍地及び住所を記載した書面		15 規則第8条に規定する使用人又は第9条第7 号に規定する市長が別に定める使用人の氏名、 生年月日、本籍地及び住所を記載した書面	
18 周知内容報告書及び周知に使用した資料		16 周知内容報告書及び周知に使用した資料	
19 使用土砂等予定量計算書			
20 構造安定計算書（安定計算を行った場合）			

21 擁壁断面図・背面図（1/50 程度、擁壁を用いる場合）			
22 擁壁の概要・構造計算等（鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の場合）			
23 特定事業の周辺の生活環境保全措置を記載した書面	17 特定事業（一時堆積事業）の周辺地域の生活環境保全を記載した書面		
24 関係許認可等の申請書の写し （提出先の受付印のあるものに限る） ※関係許認可の決定がなされているものは、許認可等の通知書の写し	18 関係許認可等の申請書の写し （提出先の受付印のあるものに限る） ※関係許認可の決定がなされているものは、許認可等の通知書の写し		
25 （構造基準適用除外書面該当）	19 （構造基準適用除外書面該当）		
26 その他（ ）	20 その他（ ）		

申請書類は、フラットファイルやファイルケース等で製本し、提出してください。

IV 特定事業許可申請書等作成要領

1 特定事業許可申請書（様式第4号）記載要領

- ◇ 提出部数は、1部とする。
- ◇ 申請書類はフラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【申請書関係】

- (1) 特定事業場の位置
特定事業場の所在地を記入するとともに事業場に係る地番を全て記載すること。
(別紙で記載することも可能。)
- (2) 特定事業場及び特定事業区域の面積
実測の求積図等を添付すること。
- (3) 特定事業に供する施設の設置計画
1/500程度でA2又はA3の大きさに図面を作成しその位置を明示すること。
(土砂等の搬入路、排水溝及び排水柵等（特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）等の施設の位置を明示すること。)
- (4) 現場管理責任者の氏名
施行規則第26条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。
- (5) 特定事業に使用される土砂等の量
土砂等の量を積算した計算書の量を記載すること。各土砂等の採取場所からの搬入予定量の合計におおむね合致すること。
- (6) 特定事業の期間
特定事業を行う期間を記載すること。（3年以内）
ただし、特定事業区域の土地が自らの所有でない場合、かつ、行政機関の所有又は管理する土地でない場合にあつては、賃貸借契約書等（同様の内容で既に契約がなされている場合はその契約書でも可能。）を添付し、借地等の契約期間の範囲内で記載すること。
特定事業区域の土地が行政機関の所有又は管理する土地の場合にあつては、許認可等（許可前にあつては申請書の写しで受付印のあるものに限る。）を添付すること。また、この場合は土砂等の搬入予定量による計画の相当と認められる期間とする。
- (7) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
規則別表第2に掲げる構造のとおりとし、事業の前後の構造が判明できる1/500程度の断面図とし、必要に応じ、のり面保護工の種類と方法等を記載すること。

- (8) 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
別紙に記載すること。なお、搬入経路を位置図等に記載すること。搬入土砂等の区分は、参考の「規則別表2の3号の表中、土砂等の区分について」（84ページ）を参照すること。
- (9) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
1／500程度の平面図に特定事業区域の傾斜等が分かるよう表示するとともに、排水溝、排水枡（必要に応じた数を設置すること。）等を記載し、特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事の工程、工法等を記載した図面とする。
- (10) 1／500程度で特定事業区域から当該区域外までの排水の措置及び経路等を記載した図面とする。
- (11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
1／500程度の平面図に、工事施工中に災害発生を防止するための工事の工程、工法等を記載した図面とする。

【添付書類関係】

- (12) 申請者の住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）
3月以内に発行したものに限る。
- (13) 特定事業場の位置図
1／50,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。
- (14) 特定事業場の付近の見取図
1／500程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。
- (15) 特定事業場の平面図及び断面図
形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。
（原則として1／250～1／500の図面とする。）
- (16) 特定事業場の土地の登記事項証明書
3月以内に発行したものに限る。
- (17) 特定事業場の公図の写し
特定事業区域等を明示し、特定事業区域及び隣接地の地目、地積、所有者等を記入し、謄写した法務局名、作成年月日、作成者氏名を記載すること。
- (18) 特定事業区域内土地使用同意書
特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について、申請者が使用占有する権限等があることを証する書類として、当該同意書を添付すること。（原則は署名押印であり、法人の場合は記名押印に代えることができる。）

なお、申請者は土地所有者に対し、特定事業の内容に係る事項及び土地所有者の義務に関する事項を説明の上、同意を得ること。

- (19) 申請者が条例第15条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
「参考①（規則第7条関係）」（18ページ）を参考に作成し申請書に添付する。
- (20) 法定代理人、役員、株主、出資者、使用人等
- ① 申請者が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第9条第9号に規定する未成年者である場合には、これらの者の法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - ② 申請者が法人である場合には、条例第15条第1項第1号キに規定する役員又は規則第9条第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - ③ 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
 - ④ 申請者に規則第8条又は第9条第7号に規定する使用人がある場合には、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
→ 上記①～④については、「参考②（規則第7、8条関係）」（20ページ）を参考に作成し、申請書に添付する。
- (21) 条例第13条第1項第12号に規定する周辺住民、特定事業場に隣接する所有者その他利害関係を有する者へ実施した、当該特定事業の概要等を説明した内容及び結果等を記載した周知内容報告書及びその周知の際に使用した資料
- (22) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面
土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防除措置等の各項目について具体的な対策等を記載するほか、許可申請前に道路管理者との事前協議を実施し、覚書の締結や搬入経路の損壊復旧の対応等についても具体的に記載すること。
- (23) 構造安定計算書
規則第10条（別表第2）の構造上の基準について、必要に応じて添付する。
- (24) 擁壁を用いる場合の断面図及び背面図
参考の「別表第2の4号の擁壁の基準について」（88ページ）中の宅地造成及び特定盛土規制法施行令のとおり構造とし、図面は1/50程度で作成し、背面図は擁壁の裏面の構造が判明できるものであること。
- (25) 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあつては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）とする。

(26) その他

ア 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

イ 検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借計画書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

2 特定事業（一時堆積事業）許可申請書（様式第7号）記載要領

◇ 提出部数は、1部とする。

◇ 申請書類はフラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【申請書関係】

(1) 特定事業場の位置

特定事業場の所在地を記入するとともに事業場に係る地番を全て記載すること。（別紙で記載することも可能。）

(2) 特定事業場及び特定事業区域の面積

求積図等を添付すること。

(3) 特定事業に供する施設の設置計画

1/500程度でA2又はA3の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。（搬入又は搬出する土砂等の搬出入路、保安地帯、排水溝及び排水柵等の施設等の位置を明示し、その機能を果たすように計画されていること。）

(4) 現場管理責任者の氏名

施行規則第26条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

(5) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量

年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。

(6) 特定事業の期間

特定事業を行う期間については、3年を超えて申請することはできない。

(7) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置

1/500程度の平面図に特定事業区域の傾斜等が分かるよう表示するとともに、排水溝、排水柵（必要に応じた数を設置すること。）等を記載すること。

(8) 特定事業に供する土砂等の堆積の構造

規則別表第3に掲げる構造のとおりとし、1/500程度で土砂等の堆積が最大となった時の堆積の構造を平面図及び断面図で示すこと。

- (9) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置又は規則第11条で定める措置
1/250程度の平面図及び立面図に、土砂等を区分するための擁壁の設置又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができないような出入り口の構造等の工法等を記載すること。

【添付書類関係】

- (10) 申請者の住民票の写し（法人の場合にあっては、登記事項証明書）
3月以内に発行したものに限る。
- (11) 特定事業場の位置図
1/50,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。
- (12) 特定事業場の付近の見取図
1/500程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。
- (13) 特定事業場の土地の登記事項証明書
3月以内に発行したものに限る。
- (14) 特定事業場の公図（写し）
特定事業区域等を明示し、特定事業区域及び隣接地の地目、地積、所有者等を記入し、謄写した法務局名、作成年月日、作成者氏名を記載すること。
- (15) 申請者が条例第15条第1項第1号ア～ケまでに該当しない者であることを誓約する書面
「参考①（第7条関係）」（18ページ）を参考に作成し、申請書に添付する。
- (16) 法定代理人、役員、株主、出資者、使用人等
- ① 申請者が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第9条第9号に規定する未成年者である場合には、これらの者の法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- ② 申請者が法人である場合には、条例第15条第1項第1号キに規定する役員又は規則第9条第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- ③ 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- ④ 申請者に規則第8条又は第9条第7号に規定する使用人がある場合には、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
→ 上記①～④については、「参考②（第7、8条関係）」（20ページ）を参考に作成し、申請書に添付する。
なお、第9条第7号の市長が別に定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行なうことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- (17) 条例第13条第1項第12号に規定する周辺住民、特定事業場に隣接する所有者その他利害関係を有する者へ実施した、当該特定事業の概要等を説明した内容及び結果等を記載した周知内容等報告書及びその周知の際に使用した資料
- (18) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面
土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防除措置等の各項目について具体的な対策等を記載するほか、許可申請前に道路管理者との事前協議を実施し、覚書の締結や搬入経路の損壊復旧の対応等についても具体的に記載すること。
- (19) 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面
当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあつては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）とする
- (20) その他
- ア 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
 - イ 検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借計画書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

3 特定事業変更許可申請書（様式第8号）記載要領

◇ 提出部数は、1部とする。

【申請書関係】

- (1) 変更申請を行なおうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。
- (2) 期間の延長の変更は1年以内とすること。

【添付書類関係】

- (3) 変更に係る書類のみを添付すること。
- (4) 許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できる者であること。

4 特定事業譲受け許可申請書（様式第21号）記載要領

◇ 提出部数は、1部とする。

【申請書関係】

(1) 譲り受けようとする特定事業許可に係る事項について、その内容及び譲受けの理由を記載すること。

【添付書類関係】

(2) 許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面等を添付すること。

(3) 譲り受けようとする特定事業に係る許可指令書の写し

5 土砂等搬入届（様式第10号）記載要領

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 土砂等の採取場所1か所につき1通作成すること。

(2) 同一採取場所の場合は、5,000m³までごとに1通作成すること。

(3) 土砂等の搬入予定量

1つの採取場所からの全体量を記載し、今回の届出に係る搬入量は5,000m³以下であること。

(4) 土砂等の運搬事業者名

事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。

(5) 添付書類について

検査試料採取調書、計量証明書、土砂等発生元証明書及び売渡・譲渡証明書は原本を確認するので、**原本を持参**すること。

土砂等の採取場所から特定事業場までの搬入経路図を提出すること。

6-1 土砂等発生元証明書（様式第11号）記載要領

※ 土砂等の発生元の事業者が発行するものであること。

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 土砂等発生元証明書の宛名

土砂等の埋立て等を行なう事業者となる（一時堆積特定事業場を経由する場合には、一時堆積特定事業者又は埋立て等事業者となる。）

(2) 当該工事等にかかる土砂等発生量

当該工事等施行場所から発生する総予定量を記載し、かっこ内に当該発生場所から該当特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。

(3) 今回の証明に係る土砂等の量

処分契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（1度に最高5,000m³までが記載されていること。）

(4) 発生土砂等運搬契約書

土砂等の発生場所から該当特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。

6-2 検査試料採取調書（様式第12号）記載要領

※ 実際に検査試料の採取を行なった者が記載するものであること。

◇ 提出部数は、1部とする。

- (1) 検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致すること。
- (2) 当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ別表第1及び別表第1の2に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行なわなければならない。（施行規則第15条第4項）
- (3) 当該調書に係る計量証明は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

7-1 土砂等管理台帳（様式第13号）記載要領

※ 特定事業の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

(1) 特定事業に使用される土砂等の量

許可申請時に積算した、特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。
（変更のあった場合は、変更後の量）

(2) 土砂等の採取場所にかかる工事等の内訳

採取場所に係る工事等の名称を記載すること。
工事等にかかるものでない場合は、「〇〇会社土取り場」等採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

7-2 土砂等管理台帳（一時堆積事業用）（様式第14号）記載要領

※ 特定事業（一時堆積事業）の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

(1) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入・搬出量

許可申請時に積算した、年間及び1日平均の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載すること。
（変更のあった場合は、変更後の量）

(2) 特定事業場等への搬出

- ① 搬出先の直下の欄へは、当該一時堆積場から搬出する場所を記載すること。
- ② 搬出先に対応する各日付け欄へは、1日当たりの当該搬出先への搬出量を記載すること。

8 特定事業状況報告書（様式第15号）記載要領

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 特定事業に使用される土砂等の量

実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。

(2) 今回報告書

報告に係る期間（6月間）に搬入された量を記載すること。

(3) 累計量

前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

9 特定事業（一時堆積事業）状況報告書（様式第16号）記載要領

※ 当該報告書には、土砂等管理台帳（一時堆積事業用）（様式第14号）の写しを添付すること。

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 前回までの処分残量

前回の報告時に、搬出されないで残っている量を記載すること。

(2) 完了時の報告においては、前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て搬出され、**処分残量が0**になっていること。

10 特定事業水質検査等報告書（様式第17号）記載要領

※ 当該報告書には、採取した試料の検査試料採取調書（様式第12号）及び計量証明書を添付し、施行規則第19条の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に報告すること。

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行なう水質検査は、次の①②に掲げる項目の区分に応じ、①②に定める方法により行なわなければならないこと。（施行規則第17条第1項各号）

① 別表第1に掲げる項目

土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に定める付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境告示第64号。以下「昭和49年告示」という。）に定める測定方法

② 水素イオン濃度及び浮遊物質

昭和49年告示に定める測定方法

(2) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行なう地質検査は、施行規則第18条第1項第2号及び第3号の規定により採取・作成された試料について、それぞれ別表第1及び別表第1の2に掲げる測定方法により行なわなければならないこと。（施行規則第18条第1項第4号）

(3) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

(4) 当該報告書、検査試料採取調書及び計量証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

11 特定事業相続届（様式第22号）記載要領

※ 特定事業の許可を受けた者について、相続があった場合に市長に届け出る。

◇ 提出部数は、1部とする。

（1） 相続の事実を証する書面

被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本・除籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、遺産分割協議書（共同相続人全員の印鑑登録証明書必要）、相続人の本籍記載の住民票（相続人が未成年である場合は、その法定代理人の住民票の写し）

当該相続の事実を証する書面は、原本を確認するので、原本を持参すること。

12 その他

（1） 特定事業変更届（様式第9号）

◇ 提出部数は、1部とする。

（2） 〔特定事業完了届（様式第19号）

〔特定事業廃止（休止）届（様式第20号）

◇ 提出部数は、1部とする。

参考①（規則第7条関係）

（表）

誓 約 書

申請者が大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第15条第1項第1号アからケに該当しない者であることを誓約する書面

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「条例」という。）第15条第1項第1号に規定する欠格要件

- ア この条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- イ 第8条第2項又は第29条の規定による必要な措置を完了していない者
- ウ 第28条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る大田原市行政手続条例（平成9年条例第1号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第28条第1項第3号又は第8号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。
- エ 第28条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- オ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまでのいずれかに該当するもの
- キ 法人でその役員又は規則で定める使用人（注1）のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ク 個人で規則で定める使用人（注1）のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの（注2）

（注1）大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

規則第8条 条例第15条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（注2）規則第9条 条例第15条第1項第1号ケの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 精神の機能の障害により特定事業の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第22

(裏)

2条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

- (5) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）
- (6) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から3年を経過しないもの
- (7) 前号に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは使用人（申請者の使用人で、本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者その他これに準ずる者で市長が別に定める使用人。以下同じ。）であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の使用人であった者で、当該届出の日から3年を経過しないもの
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」という。）
- (9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第1号から前号までのいずれかに該当するもの
- (10) 法人でその役員又はその使用人のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (11) 個人でその使用人のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者のあるもの
- (12) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

申請者は、上記大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第15条第1項第1号アからケに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

（表）

申請者（個人である場合）		
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
（法人である場合）		
（ふりがな） 名 称		住 所
法定代理人（申請者が未成年者である場合）		
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
申請者が法人である場合当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）		
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所

(裏)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株	出 資 の 額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生 年 月 日	保有する株式の 数又は出資の額	本 籍
		割合	住 所

規則第8条に規定する使用人又は第9条第7号に規定する市長が別に定める使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

土砂等搬入車両

○搬入先（特定事業区域）

↑
【100ポイント以上】

大田原市本町 1-4-1 ほか

○許可事業者

(株)大田原土砂

↑
← 【60ポイント以上】

許可番号：大田原市指令○第○○号

← 【30ポイント以上】

○土砂等搬入事業者

(有)残土運送

← 【60ポイント以上】

V 条例・規則等

【大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例・施行規則対照表】

条 例	施 行 規 則	備 考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって市民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着したものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の堆積その他の規則で定める堆積を除く。）を行う行為をいう。</p> <p>(2) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上であるものをいう。</p> <p>(3) 改良土 土砂等（汚泥を含む。）又は建設汚泥にセメント、石灰等を混合し化学的安定処理を行い、土質改良したものをいう。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>2 建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。</p> <p>3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成18年大田原市条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例第2条第1号の規則で定める堆積)</p> <p>第1条の2 条例第2条第1号の規則で定める堆積は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項に規定する汚染土壌を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積</p> <p>(2) 汚染された土砂等処理し、又は積替えのために一時保管する施設で市長が指定するものにおいて行う土砂等の堆積</p> <p>2 前項第2号の規定による指定は、告示してしなければならない。</p>	<p>・土砂等には、他法令で規定のある「廃棄物」「放射性物質」は含まない。</p> <p>・公有水面の埋立ては対象外</p> <p>・原材料の堆積例「互、煉瓦」「鹿沼土（園芸用として製品化されるものに限る。）」などの原材料となる土</p> <p>・宅地造成事業、ゴルフ場の造成などにおいて事業区域内の土砂の切土盛土は対象とならない。</p>

<p>の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。</p> <p>(土地の所有者の責務)</p> <p>第4条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して、当該土地を提供することのないように努めなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(県及び他の市町との連携等)</p> <p>第6条 市は、県及び他の市町と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する施策を効果的に実施するとともに、県が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する施策について、情報の提供その他の協力をを行うものとする。</p> <p>(土砂等の安全基準)</p> <p>第7条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。</p> <p>2 安全基準は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。</p> <p>3 特定事業に使用する土砂等の水素イオン濃度指数の基準は、規則で定める。</p> <p>(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)</p> <p>第8条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。</p> <p>2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をと</p>	<p>(安全基準)</p> <p>第2条 条例第7条第1項の安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の左欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において試料を採取し、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p> <p>3 条例第7条第3項の水素イオン濃度指数の基準は、別表第1の2に掲げるとおりとする。</p>	<p>・土壌の汚染に係る環境基準について「平成3年環告46号」に準ずる。」</p> <p>・すべての土砂等の埋立て等が適用対象となる。</p> <p>・措置命令違反は罰則あり(第37条)</p> <p>・許可事業者には取消し処分あり(第28条)</p>
---	--	--

<p>るべきことを命ずることができる。</p> <p>(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)</p> <p>第9条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定による指導をした場合において、その指導を受けた者がその指導に従わないときは、その旨及びその指導の内容を公表することができる。</p> <p>(特定事業の許可)</p> <p>第10条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域(以下「特定事業区域」という。)ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)が行う特定事業</p>	<p>(公共的団体の範囲)</p> <p>第3条 条例第10条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構</p> <p>(2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社</p> <p>(3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社</p> <p>(4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社</p> <p>(5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合</p> <p>(6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合</p> <p>(7) 地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の発生防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者</p> <p>2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p>	<p>・すべての土砂等の埋立て等が適用対象となる。</p> <p>・無許可で特定事業を行なった者に対しては罰則あり(第37条)</p>
---	--	---

<p>(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う特定事業</p> <p>(3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う特定事業</p> <p>(4) 土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う特定事業</p> <p>(5) 非常災害のために必要な応急措置として行う特定事業</p> <p>(6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う特定事業で規則で定めるもの</p> <p>（特定事業に係る土地所有者の同意）</p> <p>第11条 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第13条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p> <p>（周辺住民等への周知）</p> <p>第12条 第10条の許可を受けようとする者は、あらかじめ、当該特定事業区域及び特定事業に供する施設（以下「特定事業場」という。）の周辺住民、特定事業場に隣接する土地所有者その他利害関係を有する者に対し、当該許可を受けようとする特定事業に関する計画の内容等を周知しなければならない。</p> <p>（許可申請の手続）</p> <p>第13条 第10条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他</p>	<p>（条例第10条第6号の規則で定める特定事業）</p> <p>第4条 条例第10条第6号の規則で定める特定事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 植樹の用に供する目的で行う特定事業</p> <p>(2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う特定事業</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う特定事業</p> <p>（土地所有者の同意）</p> <p>第5条 条例第11条（条例第17条第1項及び条例第26条第1項において準用する場合を含む。）の規定による同意は、条例第10条の許可の申請が、条例第13条第1項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内土地使用者同意書（様式第2号）により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用者同意書（様式第3号）によらなければならない。</p> <p>（周辺住民に対する周知の方法）</p> <p>第6条 条例第12条第1項に規定する周知の方法は、次に掲げる方法のうちいずれか又はそれらを組み合わせた方法とする。ただし、市又は当該特定事業場の周辺住民その他利害関係を有する者から周知方法について指定があったときは、指定された方法で周知しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所をあらかじめ指定して行う説明会</p> <p>(2) 個別訪問による説明</p> <p>(3) 当該特定事業の計画内容等を記載した文書の回覧</p> <p>(4) 前3号掲げるもののほか、当該特定事業を周知するための適切な方法。</p> <p>（許可の申請）</p> <p>第7条 条例第13条第1項の申請書は、特定事業許可申請書（様式第4号）とする。</p>	<p>・砂利採取跡地、採石跡地への埋立ては許可対象</p> <p>・土壌汚染対策法の指定区域内での埋立て等は適用除外</p> <p>・植樹のために樹木と一体となった土砂等を搬入する場合</p>
--	---	--

<p>の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 特定事業場の位置及び面積</p> <p>(3) 特定事業に供する施設の設置計画</p> <p>(4) 特定事業の施工を管理する事務所の所在地</p> <p>(5) 特定事業の施工を管理する者（以下「現場管理責任者」という。）の氏名</p> <p>(6) 特定事業に使用される土砂等の量</p> <p>(7) 特定事業の期間</p> <p>(8) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造</p> <p>(9) 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画</p> <p>(10) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置</p> <p>(11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置</p> <p>(12) 前条に規定する特定事業場の周辺住民、特定事業場に隣接する土地所有者その他利害関係を有する者に対して周知した内容及び結果</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第10条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業（以下「一時堆積事業」という。）であ</p>	<p>2 条例第13条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）</p> <p>(2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(3) 特定事業場の平面図、断面図及び排水計画図（特定事業の施工の前後の構造及び施工後の排水計画が確認できるものに限る。）</p> <p>(4) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(5) 特定事業区域内土地使用同意書</p> <p>(6) 申請者が条例第15条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>(7) 申請者が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者又は第9条第9号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(8) 申請者が法人である場合には、条例第15条第1項第1号キに規定する役員又は第9条第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(9) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(10) 申請者に次条又は第9条第7号に規定する使用人がある場合には、当該使用人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(11) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書</p> <p>(12) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面</p> <p>(13) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図</p> <p>(14) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(15) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（様式第5号）</p> <p>(16) 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面</p> <p>(17) 条例第13条第1項第12号に規定する周知内容等報告書（様式第6号）</p> <p>(18) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>3 条例第13条第2項の申請書は、特定事業（一時堆積事業）許可申請書（様式第7号）とする。</p> <p>4 条例第13条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる</p>	<p>・工事施工中に災害発生を防止するための工事の工程・工法が判明できる書類を添付</p> <p>・他法令等の許認可等の通知書（決定書）若しくは申請書の写し等を添付</p>
--	--	--

<p>る場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第5号まで、第7号、第10号及び第12号に掲げる事項</p> <p>(2) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量</p> <p>(3) 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造</p> <p>(4) 第15条第2項第3号に定める措置</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事項</p> <p>(申請の制限)</p> <p>第14条 第10条の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について3年を超えて申請することができない。</p> <p>(許可の基準等)</p> <p>第15条 市長は、第10条の許可の申請が第13条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第10条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア この条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>イ 第8条第2項又は第29条の規定による必要な措置を完了していない者</p> <p>ウ 第28条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る大田原市行政手続条例（平成9年条例第1号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第28条第1項第3号又は第8号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。</p> <p>エ 第28条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>オ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者</p>	<p>とおりとする。</p> <p>(1) 第2項第1号、第2号、第4号、第6号から第10号まで及び第15号及び第17号までに掲げる書類</p> <p>(2) 特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書</p> <p>(3) 特定事業場の平面図及び断面図土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>	<p>・申請者に対する欠格要件（該当時点で取消し規定有り第28条）</p> <p>・事業停止期間中の者</p> <p>・おそれ規定</p>
---	--	---

<p>年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの</p> <p>キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ク 個人で規則で定める使用人のうちアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからハまでに掲げる者のうち規則で定めるもの</p>	<p>（使用人）</p> <p>第8条 条例第15条第1項第1号キ及びクの規定で定める使用人は、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <p>(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p> <p>（条例第15条第1項第1号ケの規定で定めるもの）</p> <p>第9条 条例第15条第1項第1号ケの規定で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 精神の機能の障害により特定事業の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>(4) 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくはは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>(5) 法第7条の4第1項（同項第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項（同項第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日か</p>	<p>・法人の使用人への適用（条例）</p> <p>・個人の使用人への適用（条例）</p> <p>・廃掃法、浄化槽法、その他の生活環境の保全を目的とする法律、暴力団対策法、刑法等の処分後3年未経過</p> <p>・廃掃法等の許可取消の日から3年未経過</p>
--	---	---

	<p>ら3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第7条の4第1項第3号又は法第14条の3の2第1項第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）</p> <p>(6) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から3年を経過しないもの</p> <p>(7) 前号に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは使用人（申請者の使用人で、本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者その他これに準ずる者で市長が別に定める使用人。以下同じ。）であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の使用人であった者で、当該届出の日から3年を経過しないもの</p> <p>(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者（以下この条において「暴力</p>	<p>・廃掃法等の許可取消し処分等前廃止届出者で3年未経過の者</p> <p>・廃掃法等の許可取消し処分等前廃止届出者の役員等であった者で3年未経過の者</p> <p>・暴力団員等</p>
--	---	--

<p>(2) 第11条に規定する同意を得ていること。</p> <p>(3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。</p> <p>(4) 特定事業の施工を管理することができる事務所が設置されること。</p> <p>(5) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>(6) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(7) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(8) 特定事業に使用される土砂等が改良土でないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(9) 特定事業に使用される土砂等が栃木県内で発生したものであり、土砂等の採取場所から直接搬入されるものであること。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>2 市長は、第10条の許可の申請が第13条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第10条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第4号まで及び第6号から第9号までの規定に適合するものであること。</p> <p>(2) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>(3) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。ただし、当該土砂等を適正に管理できるものとして規則で定める措置が図られている場合は、この限りでない。</p>	<p>団員等」という。)</p> <p>(9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第1号から前号までのいずれかに該当するもの</p> <p>(10) 法人でその役員又はその使用人のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>(11) 個人でその使用人のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>(12) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>(構造上の基準)</p> <p>第10条 条例第15条第1項第5号の規則で定める基準は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>2 条例第15条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に掲げるとおりとする。</p> <p>(条例第15条第2項第3号ただし書の規則で定める措置)</p> <p>第11条 条例第15条第2項第3号ただし書の規則で定める措置は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 特定事業場の出入口に施設その他関係者以外の者が立ち入ることができないような措置</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置</p>	<p>・法定代理人への適用</p> <p>・法人の使用人への適用</p> <p>・個人の使用人への適用</p> <p>・暴力団員等が支配する者</p> <p>・事務所は特定事業場から時間距離で30分以内の場所に設置（仮設物で対応可能）</p> <p>・ただし書き製品（有価物）として取引されていることが分かる場合かつ県内から搬入できるもの。</p> <p>・一時堆積事業の規定</p> <p>・一時堆積事業の構造</p>
--	--	--

<p>3 第10条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第1項第5号及び第7号並びに前項第2号の規定は、適用しない。</p> <p>4 市長は、第10条の許可（第13条第1項の申請に係るもので規則で定める構造に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第1項第5号に掲げる事項について、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。</p> <p>（許可の条件）</p> <p>第16条 市長は、市民の生活の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第10条の許可に条件を付することができる。</p> <p>（変更の許可等）</p> <p>第17条 第10条の許可を受けた者は、第13条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第11条の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請書の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 変更の内容及び理由</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、第10条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えた日を当該変更後の特定事業の期間が満了する日とすることができない。</p> <p>4 第10条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の許可について準用する。</p>	<p>（構造上の基準に係る適用除外）</p> <p>第12条 条例第15条第3項の規則で定める行為は、別表第4に掲げる行為とする。</p> <p>（条例第15条第4項の規則で定める構造）</p> <p>第13条 条例第15条第4項の規則で定める構造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 土砂等の埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）が10メートルを超える構造（第7条第2項第12号に規定する安定計算が行われたものに限る。）</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める構造</p> <p>（変更の許可の申請等）</p> <p>第14条 条例第17条第1項の規則で定める軽微な変更は、申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、特定事業に使用される土砂等の量（土砂等の堆積の構造の変更を伴わないものに限る。）、採取場所若しくは搬入計画若しくは搬入経路又は現場管理責任者の変更とする。</p> <p>2 条例第17条第2項の申請書は、特定事業変更許可申請書（様式第8号）とする。</p> <p>3 条例第17条第2項の規則で定める書類は、第7条第2項各号及び第4項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。</p> <p>4 条例第17条第4項の規定による届出は、特定事業変更届（様式第9号）を提出して行わなければならない。</p>	<p>・別表第4に掲げる行為については、当該許認可等の通知書（決定書）若しくは申請書の写し等を添付</p> <p>・専門的知識を有する者の意見を聴くことができる構造（高さ10メートル以上の埋立て等）</p> <p>・条件違反者は取消し処分あり（第28条）</p> <p>・無許可での変更は、取消し処分、罰則あり。（第28条、第37条）</p> <p>・期間延長1年以内</p> <p>・届出を怠った者は、罰則あり（第39条）</p>
--	--	--

<p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第18条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。</p> <p>(1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。</p> <p>(2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合</p>	<p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第15条 条例第18条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届(様式第10号)を提出して行われなければならない。</p> <p>2 条例第18条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(様式第11号)とする。</p> <p>3 条例第18条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書(様式第12号)及び計量証明書(計量法(平成4年法律第51号)第110条の2第1項の規定による証明書をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>4 前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、別表第1及び別表第1の2の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により行われなければならない。</p> <p>5 条例第18条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。</p>	<p>・無届出者、虚偽の届出者は取消し処分、罰則あり(第28条、第38条)</p> <p>・搬入届は、採取場所ごとかつ、5,000立方メートルごとに提出</p> <p>・計量法に基づく証明書</p>
<p>(土砂等管理台帳の作成等)</p> <p>第19条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。</p> <p>(1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所からの運搬手段</p> <p>(2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量</p> <p>(3) 当該許可(一時堆積事業に係るものに限る。)に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>(土砂等管理台帳等)</p> <p>第16条 条例第19条第1項の土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(様式第13号)(特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等管理台帳(一時堆積事業用)(様式第14号))によるものとする。</p> <p>2 条例第19条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 特定事業の許可を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 特定事業の許可の番号</p> <p>(3) 特定事業場の位置及び特定事業区域の面積</p> <p>(4) 現場管理責任者の氏名</p> <p>(5) 特定事業に使用される土砂等の量(特定事業が一時堆積事業である場合を除く。)</p>	

<p>2 第10条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。</p> <p>(水質検査等)</p> <p>第20条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査及び当該特定事業区域の土壌についての地質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないときは、当該水質検査を省略することができる。</p> <p>2 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査及び当該特定事業区域の土壌についての地質検査を行わなければならない。ただ</p>	<p>積事業である場合にあっては、年間の当該特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量)</p> <p>(6) 特定事業の期間</p> <p>(7) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>(8) 特定事業に使用される土砂等の採取に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名</p> <p>3 条例第19条第2項の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内（特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第24条第1項又は条例第25条第2項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（様式第15号）を提出して行わなければならない。</p> <p>4 特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、条例第19条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内（特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第24条第1項又は条例第25条第2項の規定による届出の時）に、特定事業（一時堆積事業）状況報告書（様式第16号）を提出して行わなければならない。</p> <p>(水質検査)</p> <p>第17条 条例第20条第1項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに試料を採取し、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 別表第1に掲げる項目 土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「平成3年告示」という。）付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。）に定める測定方法により行うこと。</p> <p>(2) 水素イオン濃度及び浮遊物質量 昭和49年告示に定める測定方法により行うこと。</p> <p>2 特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、条例第20条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに試料を採取し、前項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。</p> <p>3 条例第20条第2項の規定による水質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に試料を採取し、第1項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。</p>	<p>・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分、罰則あり（第28条、第38条）</p> <p>・検査を行わなかった者に対しては、取消し処分あり（第28条、第38条）</p> <p>・水質検査は特定事業区域内の土壌の汚染を全体的に反映できる方法により行なうこと。</p> <p>・気象条件その他やむを得ず水質検査ができないときは、排水がない場合や凹地の埋立ての場合に排水枡を設置できない場合等</p> <p>・検査を行わなかった者に対しては、取消し処分、罰則あり（第28条、第38条）</p>
---	--	---

<p>し、当該水質検査を行うことができないと市長が認めるとき、又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めるときは、当該水質検査又は地質検査は、これを省略することができる。</p> <p>3 第10条の許可を受けた者は、第1項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を市長に報告しなければならない。</p> <p>4 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壤中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。</p>	<p>(地質検査)</p> <p>第18条 条例第20条第1項の規定による地質検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数以上の区域に等分して行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="730 465 1171 1151"> <tr><td>3, 000平方メートル未満</td><td>1</td></tr> <tr><td>3, 000平方メートル以上1ヘクタール未満</td><td>2</td></tr> <tr><td>1ヘクタール以上2ヘクタール未満</td><td>3</td></tr> <tr><td>2ヘクタール以上3ヘクタール未満</td><td>4</td></tr> <tr><td>3ヘクタール以上4ヘクタール未満</td><td>5</td></tr> <tr><td>4ヘクタール以上5ヘクタール未満</td><td>6</td></tr> <tr><td>5ヘクタール以上6ヘクタール未満</td><td>7</td></tr> <tr><td>6ヘクタール以上7ヘクタール未満</td><td>8</td></tr> <tr><td>7ヘクタール以上8ヘクタール未満</td><td>9</td></tr> <tr><td>8ヘクタール以上9ヘクタール未満</td><td>10</td></tr> <tr><td>9ヘクタール以上10ヘクタール未満</td><td>11</td></tr> <tr><td>10ヘクタール以上</td><td>12</td></tr> </table> <p>(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。</p> <p>(3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、市長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。</p> <p>(4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1及び別表第1の2に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。</p> <p>2 特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、条例第20条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>3 条例第20条第2項の規定による地質検査は、市長の指</p>	3, 000平方メートル未満	1	3, 000平方メートル以上1ヘクタール未満	2	1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3	2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4	3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5	4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6	5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7	6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8	7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9	8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10	9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11	10ヘクタール以上	12	<p>・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分、罰則あり（第28条、第38条）</p>
3, 000平方メートル未満	1																									
3, 000平方メートル以上1ヘクタール未満	2																									
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3																									
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4																									
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5																									
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6																									
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7																									
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8																									
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9																									
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10																									
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11																									
10ヘクタール以上	12																									

定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に、第1項各号に掲げる方法により行わなければならない。

(水質検査等の報告)

第19条 条例第20条第3項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ特定事業水質検査等報告書(様式第17号)に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分、罰則あり(第28条、第38条)

検査	提出時期	添付書類
第17条 第1項の水質検査	特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第12条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
第17条 第2項の水質検査	特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第17条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
第17条 第3項の水質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第17条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
第18条 第1項の地質検査	特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第18条第1項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="735 192 858 241"></td> <td data-bbox="858 192 1043 241"></td> <td data-bbox="1043 192 1238 241">計量証明書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="735 241 858 607">第18条 第2項の地 質検査</td> <td data-bbox="858 241 1043 607">特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内</td> <td data-bbox="1043 241 1238 607">当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第18条第2項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="735 607 858 965">第18条 第3項の地 質検査</td> <td data-bbox="858 607 1043 965">市長が別に指定する日</td> <td data-bbox="1043 607 1238 965">当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第18条第3項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書</td> </tr> </table>			計量証明書	第18条 第2項の地 質検査	特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第18条第2項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書	第18条 第3項の地 質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第18条第3項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書	
		計量証明書									
第18条 第2項の地 質検査	特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第18条第2項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書									
第18条 第3項の地 質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第18条第3項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書									
<p>(関係書類の縦覧)</p> <p>第21条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の施工を管理する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第19条第1項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(標識の掲示等)</p> <p>第22条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>2 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。</p>	<p>(標識)</p> <p>第20条 条例第22条第1項の規定による標識の掲示は、特定事業が施工されている間、土砂等の埋立て等に関する標識(様式第18号)により行わなければならない。</p> <p>2 条例第22条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 許可年月日及びその番号 (2) 特定事業の目的 (3) 特定事業場の所在地 (4) 特定事業を行う者の住所、氏名(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び電話番号 (5) 特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号 (6) 現場管理責任者の氏名 (7) 特定事業の期間 (8) 特定事業区域の面積 (9) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(一時堆積事業にあつては、土砂等の年間の搬入予定 	<p>・縦覧させなかった者等には取消し規定あり(第28条)</p> <p>・違反者には取消し処分あり(第28条)</p> <p>・境界杭等により表示</p>									

<p>(土砂等の搬入車両への表示)</p> <p>第23条 第10条の許可を受けた者は、車両を使用し、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。</p> <p>(特定事業の完了等)</p> <p>第24条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第10条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(特定事業の廃止等)</p> <p>第25条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>量及び搬出予定量)</p> <p>(10) 特定事業場の見取図</p> <p>(車両への表示)</p> <p>第21条 条例第23条の規定による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次項第1号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する100ポイント以上の大きさの文字、同項第2号、第3号及び第5号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する60ポイント以上の大きさの文字及び数字、同項第4号に掲げる事項については日本産業規格Z8305に規定する30ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。</p> <p>2 条例第23条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨</p> <p>(2) 特定事業区域の所在地</p> <p>(3) 特定事業の許可を受けた者の氏名（法人にあつては、名称）</p> <p>(4) 特定事業の許可の番号</p> <p>(5) 特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあつては、名称）</p> <p>(特定事業の完了の届出)</p> <p>第22条 条例第24条第1項の規定による届出は、特定事業を完了した日から15日以内に、特定事業完了届（様式第19号）を提出して行わなければならない。</p> <p>(特定事業の廃止等の届出)</p>	<p>・違反者には取消し処分あり（第28条）</p> <p>・届出を怠った者には罰則あり（第39条）</p> <p>・工事の最終段階で、表面を舗装、元々あった表土で被覆等の措置を講ずる場合は、その前に完了届けを出して確認を受けること。</p> <p>・規模縮小等により事業面積が減少する廃止は、変更許可は不要</p>
--	---	--

<p>2 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止したとき、又は2月以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第10条の許可は、その効力を失う。</p> <p>4 市長は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(譲受け)</p> <p>第26条 第10条の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第11条の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(3) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>3 第15条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)及び第16条の規定は、第1項の許可について準用する。</p> <p>4 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第10条の許可を受けた者の地位を承継する。</p>	<p>第23条 条例第25条第2項の規定による届出は、特定事業を廃止した場合にあっては当該特定事業を廃止した日から30日以内に、特定事業を2月以上休止しようとする場合にあってはあらかじめ、特定事業廃止(休止)届(様式第20号)を提出して行わなければならない。</p> <p>(譲受けの許可の申請)</p> <p>第24条 条例第26条第2項の申請書は、特定事業譲受け許可申請書(様式第21号)とする。</p> <p>2 条例第26条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)</p> <p>(2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(3) 特定事業区域内土地使用同意書(特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書)</p> <p>(4) 申請者が条例第15条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>(5) 申請者が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者又は第9条第9号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(6) 申請者が法人である場合には、条例第15条第1項第1号キに規定する役員又は第9条第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を</p>	<p>・届出を怠った者には罰則あり(第39条)</p> <p>・無許可での譲受けを行なった者に対しては罰則あり(第35条)</p>
---	--	---

<p>(相続)</p> <p>第27条 第10条の許可を受けた者について相続があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により第10条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第28条 市長は、第10条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第8条第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(2) 不正の手段により第10条、第17条第1項又は第26条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 第10条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。</p> <p>(4) 第15条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(5) 第15条第1項第8号又は同項第9号に規定する許可の基準に適合しない特定事業を行ったとき。</p> <p>(6) 第16条（第17条第5項及び第26条第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(7) 第17条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。</p> <p>(8) 第18条から第23条までの規定に違反したとき。</p> <p>(9) 前条第1項の規定により第10条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第15条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。</p> <p>(10) 次条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により第10条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について次条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第29条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛</p>	<p>記載した書面</p> <p>(8) 申請者に第8条又は第9条第7号に規定する使用人がある場合には、当該使用人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>(相続の届出)</p> <p>第25条 条例第27条第2項の規定による届出は、特定事業相続届（様式第22号）を提出して行わなければならない。</p>	<p>・届出を怠った者には罰則あり（第39条）</p> <p>・命令違反者には罰則あり（第37条）</p> <p>・汚染土砂使用に対する土砂等の撤去、土壌汚染防止のための必要な措置の命令違反</p> <p>・1年以上休止</p> <p>・許可条件違反</p> <p>・変更許可違反</p> <p>・土砂搬入届、土砂の量、水質等の検査報告、縦覧、標識の掲示等の違反</p> <p>・措置命令違反</p> <p>・命令違反者には取り</p>
---	--	--

<p>散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第10条の許可を受けた者（第17条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を一時停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、第10条又は第17条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市長は、第24条第3項、第25条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市長は、特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該特定事業に係る特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 当該土砂等を特定事業区域に搬入した者（第8条第2項に規定する者を除く。）</p> <p>(2) 第8条第2項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をするを要求し、依頼し、若しくは教唆し、又は当該土砂等の埋立て等をするを助けた者</p> <p>(公表)</p> <p>第30条 市長は、第8条第2項又は前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(関係書類の保存)</p> <p>第31条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第24条第1項の規定による完了の届出若しくは第25条第2項の規定による廃止の届出をした日又</p>		<p>消し処分、罰則あり (第28条、第37条)</p> <p>・命令違反者には取消し処分、公表・罰則あり(第28条、第30条、第37条)</p> <p>・廃止、完了、取消し後にも措置命令が掛かる</p> <p>・命令違反者には公表・罰則あり(第30条、第37条)</p> <p>・安全基準不適合土砂搬入への関与者への措置命令</p> <p>・命令違反者には取消し処分、罰則あり(第28条、第30条、第37条)</p> <p>・措置命令不服従者の公表</p> <p>・違反者には罰則あり(第39条)</p>
--	--	---

<p>は第28条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。</p> <p>(現場管理責任者の義務等)</p> <p>第32条 現場管理責任者は、特定事業の施工に伴う土壌の汚染及び災害の発生防止に関し規則で定める職務を誠実に履行しなければならない。</p> <p>2 特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。</p> <p>(特定事業に係る土地所有者の義務)</p> <p>第33条 第11条(第17条第1項及び第26条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。</p> <p>2 第11条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第34条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(現場管理責任者の職務)</p> <p>第26条 条例第32条第1項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 特定事業場において、特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第18条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。</p> <p>(2) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために講じられた措置を保持すること。</p> <p>(3) 特定事業場以外の地域へ特定事業に使用された土砂等が崩落、飛散又は流出しないように特定事業の施工を管理すること。</p> <p>(4) 特定事業に伴う土壌の汚染又は災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。</p> <p>(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)</p> <p>第27条 条例第33条第1項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月1回以上、当該特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。</p> <p>(身分を示す証明書)</p> <p>第28条 条例第34条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第23号)とする。</p>	<p>・現場管理責任者は常時現場の管理をできる者であること。</p> <p>・報告をせず、又は虚偽の報告をした者又は立入検査を拒む者には罰則あり(第38条)</p>
---	--	--

<p>(手数料)</p> <p>第35条 第10条、第17条第1項又は第26条第1項の許可を受けようとする者は、別に条例で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第8条第2項、第28条第1項又は第29条第1項から第4項までの規定による命令に違反した者</p> <p>(2) 第10条、第17条第1項又は第26条第1項の規定に違反して特定事業を行った者</p> <p>第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第18条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第19条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者</p> <p>(3) 第19条第2項又は第20条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(4) 第20条第1項又は第2項の規定による検査を行わなかった者</p> <p>(5) 第34条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p> <p>(6) 第34条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第17条第4項、第24条第1項、第25条第2項又は第27条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の</p>	<p>(書類の提出回数)</p> <p>第29条 条例及びこの規則の規定により市長に提出すべき書類の部数は、1部とする。</p>	<p>・現金により納入 大田原市手数料条例第2条別表(33)から(35)</p> <p>・安全基準不適合土砂による埋立てに対する命令違反 ・事業停止及び取消し命令、災害防止緊急措置命令、無許可者撤去命令、完了等に伴う義務違反者への措置命令の違反 ・無許可、無許可変更、無許可譲受けの者</p> <p>・土砂等搬入届を怠った者等 ・土砂等管理台帳の作成を怠った者等</p> <p>・水質検査等を行わなかった者 ・必要な報告又は資料の提出を怠った者 ・立入検査を妨害等した者</p> <p>・変更の届出、完了の届出、廃止又は中止の</p>
--	--	---

<p>届出をした者 (2) 第31条の規定に違反した者</p> <p>(両罰規定) 第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「新条例」という。)の規定中特定事業(新条例第2条第2号に規定する事業をいう。以下同じ。)の許可等に関する部分は、この条例の施行の日以後に新条例第12条の規定により申請がなされた特定事業について適用し、施行の前日に改正前の大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「旧条例」という。)第7条の規定により申請がなされた小規模特定事業(旧条例第2条第2号に規定する事業をいう。)については、なお従前の例による。 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成22年3月31日条例第5号) この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成24年3月28日条例第12号) この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和4年3月25日条例第15号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和5年12月28日条例第41号) (施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (準備行為) 2 この条例による改正後の大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第2条第2号に規定する特定事業について、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に第10条の規定による許可を受けようとする者は、施行日前においても、第11条及び第1</p>	<p>届出、相続の届出を怠った者 ・書類の保存を怠った者</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「新規規則」という。)の規定中特定事業(新条例第2条第2号に規定する事業をいう。以下同じ。)の許可等に関する部分は、この規則の施行の日以後に新条例第12条の規定により申請がなされた特定事業について適用し、施行の前日に改正前の大田原市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「旧条例」という。)第7条の規定により申請がなされた小規模特定事業(旧条例第2条第2号に規定する事業をいう。)については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則 (平成21年2月27日規則第4号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成22年5月25日規則第17号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成23年4月28日規則第18号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成23年8月26日規則第30号) この規則は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成27年6月30日規則第31号) この規則は、平成27年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成28年3月31日規則第22号) この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>届出、相続の届出を怠った者 ・書類の保存を怠った者</p>
--	---	--------------------------------------

<p>2条の規定による党が許認可に関し必要な行為を行うことができる。</p>	<p>附 則（平成29年5月31日規則第15号） この規則は、平成29年6月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年5月31日規則第2号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和元年7月1日から施行する。 （経過措置） 2 第1条の規定による改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成18年条例第48号）第2条第1号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和元年11月29日規則第17号） この規則は、令和元年12月14日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年1月31日規則第3号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （施行期日） 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 第1条の規定による改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成18年条例第48号）第2条第1号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 附 則（令和4年3月25日規則第10号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 第2条に規定する改正後の別表第1の2の規定は、この規定の施行の日以後に条例第10条の許可を受けた特定事業場において地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成18年条例第48号）第2条第1号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に条例第10条の許可を受けた特</p>	
--	---	--

	<p>定事業場において地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（令和5年7月31日規則第39号） この規則は、公布の日から施行する。</p>	
--	---	--

別表第1（規則第2条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)55・2、55・3 又は 55・4 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法(規格 38・1・1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「昭和 46 年告示」という。)付表 1 に掲げる方法
有機 ³⁴ リン	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年告示付表 1 に掲げる方法又は規格 31・1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和 49 年告示付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格 65・2(規格 65・2・7 を除く。)に定める方法(ただし、規格 65・2・6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。)
砒 ³⁵ 素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和 50 年総理府令第 31 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年告示付表 3 及び昭和 49 年告示付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年告示付表 4 に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9 年環境庁告示第 10 号)付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1 又は 5・3・2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては、日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法、トランス体にあつては、日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1 又は 5・5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・1 に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 67・2 又は 67・3 に定める方法

ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 34・1(規格 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34・4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした水溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34・1・1c)(注(2)第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和 46 年告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 47・1、47・3 又は 47・4 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 8 に掲げる方法

備考

- (1)基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成 3 年告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- (2)基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- (3)有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- (4)1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5・1、5・2 又は 5・3・1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第 1 の 2 (規則第 2 条関係)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
水素イオン濃度指数	4 以上 9 未満	地盤工学会基準 JGS0211「土懸濁液の pH 試験方法」

別表第2(規則第10条関係)

- (1) 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- (2) 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- (3) 土砂等の埋立て等の高さ(特定事業により生じたのり面の最下部(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ	のり面の勾配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土並びにこれらに準じるもの	安定計算を行った場合は安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	安定計算を行わなかった場合は10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル(埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル)以上の勾配
上記以外のもの	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配

- (4) 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第8条から第12条までの規定に適合すること。
- (5) 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。

- (6) 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- (7) のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- (8) 特定事業区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第3(規則第10条関係)

- (1) 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

5ヘクタール未満	5メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	10メートル以上
10ヘクタール以上20ヘクタール未満	20メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- (2) 土砂等の堆積の高さ(のり面の最下部と最上部の高低差をいう。)が5メートル以下であること。
- (3) 土砂等の堆積ののり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

別表第4(規則第12条関係)

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第7項の規定による許可を要する行為
- (2) 土地改良法に基づく土地改良事業
- (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項及び第34条第2項(第44条において準用する場合を含む。)の規定による許可を要する行為
- (4) 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を要する行為
- (5) 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による許可を要する行為
- (6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定による許可を要する行為
- (7) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項及び第21条第3項の規定による許可を要する行為
- (8) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の規定による許可を要する行為
- (9) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可を要する行為
- (10) 河川法(昭和39年法律第167号)第24条, 第26条第1項, 第27条第1項, 第55条第1項, 第57条第1項, 第58条の4第1項及び第58条の6第1項の規定による許可を要する行為
- (11) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による許可及び同法第59条第4項の規定による認可を要する行為
- (12) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による許可を要する行為
- (13) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による許可を要する行為
- (14) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第4項の規定による許可を要する行為
- (15) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の規定による許可を要する行為
- (16) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定による許可を要する行為

- (17) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第37条第4項の規定による許可を要する行為
- (18) 栃木県立自然公園条例(昭和33年栃木県条例第11号)第9条第3項の規定による許可を要する行為
- (19) 大田原市風致地区条例(平成16年条例第1号)第2条第1項の規定による許可を要する行為
- (20) 自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第15条第4項の規定による許可を要する行為
- (21) 栃木県砂防指定地の管理等に関する条例(平成15年栃木県条例第5号)第4条第1項及び第5条の規定による許可を要する行為

公共的団体認定申請書

年 月 日

大田原市長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

- (1) 出資総額 千円（ 年 月 日現在）
(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出 資 金 額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

- (1) 定款及び寄附行為
(2) 登記事項証明書
(3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

特定事業区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の埋立て等の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

住所地及び地番	地目	地積（公簿）（㎡）	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業許可申請者から、
年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1	申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2	特定事業区域及び特定事業に供する施設（特定事業場）の位置及び面積
3	特定事業に供する施設の設置計画
4	特定事業の施工を管理する者（現場管理責任者）の氏名
5	特定事業に使用される土砂等の量
6	特定事業の期間
7	特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
8	特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
9	特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
10	特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
11	土地所有者の義務に関する事項（裏面記載のとおり）

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所

氏名

Ⓜ

電話番号

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

(裏)

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成18年条例第48号）（抜粋）

（特定事業に係る土地所有者の義務）

第33条 第11条（第17条第1項及び第26条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第11条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成19年規則第1号）（抜粋）

（土地所有者による特定事業の施工状況の把握）

第27条 条例第33条第1項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月1回以上、当該特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の一時堆積の事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

住所地及び地番	地目	地積（公簿）（㎡）	摘要

また、同意の前提として、次の事項について、特定事業（一時堆積事業）許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2 特定事業区域及び特定事業に供する施設（特定事業場）の位置及び面積
3 特定事業に供する施設の設置計画
4 特定事業の施工を管理する者（現場管理責任者）の氏名
5 特定事業の期間
6 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
7 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量
8 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
9 土地所有者の義務に関する事項（裏面記載のとおり）

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所

氏名

Ⓜ

電話番号

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成18年条例第48号）（抜粋）

（特定事業に係る土地所有者の義務）

第33条 第11条（第17条第1項及び第27条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第11条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成19年規則第1号）（抜粋）

（土地所有者による特定事業の施工状況の把握）

第27条 条例第33条第1項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月1回以上、当該特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

特定事業許可申請書

年 月 日

大田原市長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第13条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業場の位置及び面積	地番	特定事業場の面積 (実測) m^2 うち特定事業区域の面積 (実測) m^2
特定事業に供する施設の設置計画・・・別添のとおり		
現場管理責任者の氏名		
特定事業に使用される土砂等の量	土砂等の量	m^3
特定事業の期間	年 月 日～ 年 月 日	
特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造・・・別添図面のとおり		
特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画・・・別紙のとおり		
特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置・・・別添図面のとおり		
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・別添図面のとおり		

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） 2 特定事業場の位置を示す縮尺5万分の1の図面並びに特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 3 特定事業場の平面図、断面図及び排水計画図（特定事業の施工の前後の構造及び施工後の排水計画が確認できるものに限る。） 4 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 5 特定事業区域内土地使用同意書 6 申請者が条例第15条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面 7 申請者が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第9条第9号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 8 申請者が法人である場合には、条例第15条第1項第1号キに該当する役員又は規則第9条第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 9 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 10 申請者に規則第8条又は第9条第7号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面 11 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 12 安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面 13 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 14 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面 15 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 16 周知内容等報告書（様式第6号） 17 その他
------------------	--

様式第5号（第7条関係）

特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面

項 目	管 理 計 画
<p>1 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策</p>	<p>(1) 特定事業場内の雨水等の排水に係る対策</p>
	<p>(2) 特定事業場内へ外部からの雨水等が流入することを防止する対策</p>
	<p>(3) その他</p>
<p>2 騒音及び振動の防止対策</p>	<p>(1) 特定事業の実施に係る車両、重機等の騒音及び振動に係る対策</p>
	<p>(2) 特定事業の実施に係る土砂等の埋立て等における騒音及び振動対策</p>
	<p>(3) その他</p>

<p>3 交通安全等対策 ※搬入経路に係る道路管理者とあらかじめ協議すること。</p>	(1) 搬入車両の通行における交通安全対策
	(2) 搬入車両の通行における搬入路等（上下水道・占用物等）の損壊防止対策
	(3) 搬入経路を損壊した場合の復旧方法について（本復旧、仮復旧、舗装構成、復旧期間、施工業者等）
	(4) 他の交通の支障における防止対策
	(5) 搬入経路の復旧に関する覚書の締結について
	(6) その他
<p>4 その他生活環境の保全対策</p>	(1) 特定事業場の周辺市民の健康に係る被害防止対策
	(2) 特定事業場の周辺地域の公共物、工作物、樹木及び地下水への影響を及ぼすことを防止する対策
	(3) のり面の風化その他浸食に対する対策
	(4) その他

周知内容等報告書

年 月 日

大田原市長 様

住所
申請者 氏名
電話番号

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例第12条の規定により、周辺住民等への周知を次のとおり実施したので、報告します。

特定事業場の位置	
周知の範囲とその方法	
周知内容の概要	
特記事項	

備考 周知する際に使用した資料等を添付すること。

特定事業（一時堆積事業）許可申請書

年 月 日

大田原市長

様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第13条第2項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業特定場の位置及び面積	地番	特定事業場の面積 （実測） ㎡ うち特定事業区域の面積 （実測） ㎡
特定事業に供する施設の設置計画・・・別添のとおり		
現場管理者の氏名		
年間の特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	年間の搬入予定量	m^3 1日平均 m^3 年間の搬出予定量 m^3 1日平均 m^3
特定事業の期間	年 月 日～ 年 月 日	
特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造・・・別添図面 のとおり		
特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置・・・別添図面 のとおり		

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）2 特定事業場の位置を示す縮尺5万分の1の図面並びに特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図3 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し4 申請者が条例第15条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面5 申請者が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第9条第9号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面6 申請者が法人である場合には、条例第15条第1項第1号キに該当する役員又は規則第9条第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面8 申請者に規則第8条又は第9条第7号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面9 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面10 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面11 特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書12 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）13 周知内容等報告書（様式第6号）14 その他
------------------	--

特定事業変更許可申請書

年 月 日

大田原市長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

年 月 日付大田原市指令 第 号で許可を受けた事項について変更したいので、大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第17条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

	変 更 後	変 更 前
変更した事項 の 内 容		
変更の理由		

添 付 書 類	<p>次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） 2 特定事業場の位置を示す縮尺5万分の1の図面並びに特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 3 特定事業場の平面図、断面図及び排水計画図（特定事業の施工の前後の構造及び施工後の排水計画が確認できるものに限り、一時堆積事業にあっては、土砂等の堆積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。） 4 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 5 特定事業区域内土地使用同意書（一時堆積事業の場合にあっては、特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書） 6 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 7 安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面 8 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 9 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面 10 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面 11 周知内容等報告書（様式第6号） 12 その他
------------------	---

特定事業変更届

年 月 日

大田原市長

様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

年 月 日付大田原市指令 第 号で許可を受けた事項について変更
したいので、大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例第17条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 後	
変 更 前	
変 更 年 月 日	年 月 日

備考 氏名又は住所の変更の場合にあつては住民票の写し又は戸籍抄本を、法人の名称、
代表者又は主たる事務所の所在地の変更の場合にあつては登記事項証明書を添付する
こと。

土砂等搬入届

年 月 日

大田原市長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

年 月 日付大田原市指令 第 号で許可を受けた特定事業について土砂等を搬入したいので、大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第18条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 土砂等の採取場所
- 2 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図及び土砂等の採取場所の現場写真・・・別添のとおり
- 3 土砂等の採取場所の工事等名
- 4 地質検査の試料の採取状況・・・別添のとおり
- 5 地質検査の結果・・・別添のとおり
- 6 土砂等の安全基準適合性の有無
- 7 土砂等の搬入予定量 m^3
うち今回の搬入量 m^3
- 8 土砂等の搬入期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 9 土砂等の運搬事業者名
- 10 土砂等の採取場所から特定事業区域までの搬入経路図・・・別添のとおり

土砂等発生元証明書

年 月 日

様

住 所
 発生元事業者 事業者名
 代表者又は現場責任者 ⑩
 電話番号

次の工事等から発生する土砂等について、次のとおり処分することといたしました。
 なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する
 廃棄物ではありません。

工 事 等 名	
工 事 等 施 工 場 所	
発 注 者	
工 事 等 施 工 期 間	年 月 日～ 年 月 日
当該工事等に係る土砂等発生量	m ³ （うち処分契約量 m ³ ）
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ （5,000m ³ 以内）
発生土砂等の計量証明書の有無	
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発 生 土 砂 等 運 搬 契 約 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
発 生 土 砂 等 最 終 処 分 事 業 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

備考 発生土砂等の区分の欄には、規則別表第2第3項の土砂等の区分に基づき「第1種建設発生土（又は第1種建設発生土に準ずるもの）」、「第2種建設発生土（又は第2種建設発生土に準ずるもの）」、「第3種建設発生土（又は第3種建設発生土に準ずるもの）」、「その他」のいずれかを記載すること。

検査試料採取調書

年 月 日

所 在
採取者 氏 名 ⑩
電話番号

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

別添計量証明書（地質・水質）の検査試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	地質（搬入・定期・廃止・完了） 水質（定期・廃止・完了）
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 日 の 天 候	
地 質 分 析 の 場 合 の 採 取 深 度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

様式第13号（第16条関係）

土砂等管理台帳（ 年 月分）

特定事業許可事業者名 （法人にあっては、名称及び代表者氏名）	特定事業の許可の番号 （特定事業の期間）	特定事業場の位置 （特定事業区域の面積）	特定事業に使用される土砂等の量	現場管理責任者氏名
	大田原市指令 第 号 （ 年 月 日～ 年 月 日）	（ m ² ）		

土砂等の採取場所（一時堆積場）	土砂等の採取場所の事業者の氏名 （法人にあっては、名称及び代表者氏名）	土砂等の採取場所に係る工事等の内訳	土砂等の採取場所に係る工事等の責任者の氏名

日付	運搬手段	土砂等の1日当たりの搬入量（m ³ ）	備 考
前月までの累計			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
計			
累計			

- 注 1 この土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。
 2 摘要の欄には、土砂等搬入届年月日を記入すること。
 3 「運搬手段」の欄には、陸上運輸の場合は「1」を、その他の場合は「2」（備考欄に具体的な運搬手段を記載する。）を記入すること。
 4 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第14号（第16条関係）

土砂等管理台帳（一時堆積事業用）（ 年 月分）

特定事業許可事業者名 （法人にあっては、名称及び代表者氏名）	特定事業の許可の番号 （特定事業の期間）	特定事業場の位置 （特定事業区域の面積）	年間の特定事業 に使用される土 砂等の搬入搬出 量（m ³ ）	現場管理責任者氏名
	大田原市指令 第 号 （ 年 月 日～ 年 月 日）	（ m ³ ）	搬入 搬出	

土砂等の採取場所（一時堆積場）	土砂等の採取場所の事業者の氏名 （法人にあっては、名称及び代表者氏名）	土砂等の採取場所に係 る工事等の内訳	土砂等の採取場所に係 る工事等の責任者の氏 名

日 付	搬入に係る運搬手段等		特定事業場等への搬出			計（m ³ ）	備 考
	運搬手段	運搬量（m ³ ）	搬 出 先 及び搬出量	搬 出 先 及び搬出量	搬 出 先 及び搬出量		
前月までの累計	—						
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
計							
累 計							

- 注 1 この土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入・搬出過程を1日ごとに記入すること。
 2 摘要の欄には、土砂等搬入届年月日を記入すること。
 3 「運搬手段」の欄には、陸上運輸の場合は「1」を、その他の場合は「2」（備考欄に具体的な運搬手段を記載する。）を記入すること。
 4 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

特定事業状況報告書

年 月 日

大田原市長

様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第19条第2項の規定により、特定事業の状況を次のとおり報告します。

特 定 事 業 の 許 可	年 月 日	大田原市指令 第 号			
特 定 事 業 区 域 の 面 積	m ² （うち実施済面積 m ² ）				
特定事業に使用される土砂等の量	m ³ （うち実施済量 m ³ ）				
今回の報告に係る期間	年 月 日	～	年 月 日		
採 取 場 所 ・ 工 事 等 名	搬入予定 量 m ³	前回累計 量 m ³	今回報告 量 m ³	累 計 量 m ³	備 考
合 計					

特定事業水質検査等報告書

年 月 日

大田原市長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第20条第3項の規定により、水質等の検査結果を次のとおり報告します。

特 定 事 業 の 許 可	年 月 日 大田原市指令 第 号
排水及び土砂等の採取場所・・・別添図面及び現場写真のとおり	
水質又は水質に係る計量証明書・・・別添のとおり	

備考 不要な部分を線で消すこと。

様式第18号（第20条関係）

← 120cm以上 →	
土砂等の埋立て等に関する標識	
特定事業の許可	年 月 日 大田原市指令 第 号
特定事業の目的	
特定事業場の所在地	
特定事業を行なう者の 住所、氏名及び電話番号	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
	電話番号
特定事業の施工を管理する 事務所の所在地及び電話番号	所在地
	電話番号
特定事業の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
特定事業区域の面積	㎡
特定事業に使用される土砂等 の採取場所及び搬入予定量 （一時堆積事業にあっては、 土砂等の年間搬入予定量およ び搬出予定量）	特定事業場の見取図
現場管理責任者の氏名	
↑ 50cm以上 ↓	

特定事業完了届

年 月 日

大田原市長 様

住 所

届出者 氏 名

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

特定事業が完了したので、大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 事 業 の 許 可	年 月 日 大田原市指令 第 号
特 定 事 業 の 期 間 等	事業期間 年 月 日～ 年 月 日 完了期日 年 月 日
完了した特定事業区域の構造・・・別添のとおり	

特定事業廃止（休止）届

年 月 日

大田原市長 様

住 所
届出者 氏 名
電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

特定事業を廃止した（2月以上休止する）ので、大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可	年 月 日 大田原市指令 第 号
特定事業の期間等	事業期間 年 月 日～ 年 月 日 廃止期日 年 月 日 （休止期間 年 月 日～ 年 月 日）
特定事業を廃止した場合は、特定事業区域の構造・・・別添図面のとおり	
特定事業を2月以上休止する場合は、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・別添図面 のとおり	
一時堆積事業の特定事業区域の面積のうち土砂等が堆積されている面積 m²	

備考 不要な部分を線で消すこと。

（表）

特定事業譲受け許可申請書

年 月 日

大田原市長 様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第26条第1項の規定により、特定事業の譲受け許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業の許可及び特定事業場の位置	年 月 日 大田原市指令 第 号 事業の期間 年 月 日～ 年 月 日 位 置
譲受けの相手方の住所及び氏名	住所 氏名 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
現場管理責任者の氏名	
譲 受 け の 理 由	
譲受け及び譲渡しの意思が確認できる書面・・・別添のとおり	

(裏)

添
付
書
類

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- 2 特定事業場の位置を示す縮尺5万分の1の図面並びに特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図
- 3 特定事業区域内土地使用同意書（一時堆積事業の場合にあつては、特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書）
- 4 申請者が条例第15条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 5 申請者が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者又は規則第9条第9号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- 6 申請者が法人である場合には、条例第15条第1項第1号キに該当する役員又は規則第9条第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- 7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- 8 申請者に規則第9条第7号に規定する使用人がある場合には、当該者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- 9 その他

特定事業相続届

年 月 日

大田原市長 様

住所
届出者 氏名
電話番号

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第10条の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、同条例第27条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び特定事業場の位置	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 年 月 日 大田原市指令 第 号 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 事業の期間 年 月 日～ </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 位 置 年 月 日 </div>
相 続 前 の 事 業 者	住所 氏名
相 続 年 月 日	年 月 日
現場管理責任者の氏名	
相続の事実を証する書面・・・別添のとおり	

様式第23号（第28条関係）

(表)

9 cm

身 分 証 明 書

第 号

写
真

所属
職名
氏名

年 月 日 生

上記のものは、大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及災害の発生
の防止に関する条例第34条第1項の規定により立入検査を行なう者で
あることを証明する。

年 月 日

大 田 原 市 長 印

6
cm

(裏)

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染
及び災害の発生の防止に関する条例（抜粋）

（立入検査等）

第34条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立
て等を行なう者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に
土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他その土砂等の埋立て
等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しく
は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携
帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた
ものと解釈してはならない。

参考 別表第2の3号の表中、土砂等の区分について

- ・ 条例の別表第2の3号の表中、土砂等の区分欄は、下記条文を参考に区分すること。
- ・ 第4種建設発生土及び浚渫土並びに泥土は、土砂等の区分欄『その他』に該当する。

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となる
べき事項を定める省令 抜粋 (平成3年建設省令第19号)

(この省令の趣旨)

第1条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事業業者」という。）の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第15条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第2の第1欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（以下それぞれ「建設発生土」「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。）について、建設工事業業者の建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

中略

(再生資源の利用の原則)

第3条 建設工事業業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再資源化施設（建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。）の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

(建設発生土の利用)

第4条 建設工事業業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第1の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

2 前項の場合において、建設工事業業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の安全及び機能に支障が生じないように、適切な施工を行うものとする。

3 発注者から直接建設工事を請け負った建設工事業業者及び請負契約によらないで自ら建設工事を施工する建設工事業業者（以下「元請建設工事業業者」という。）は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

第5条 元請建設工事業業者等は、建設発生土を第9条第1項の規定により作成した再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（当該搬入元が工事現場である場合にあつては、当該工事現場に係る元請建設工事業業者等）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書（当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第9条第4項において同じ。）を含む。）を交付するものとする。

一 建設発生土を搬入した建設工事の名称及び所在地

二 建設発生土を搬入した建設工事に係る元請建設工事業業者等の商号、名称又は氏名

三 建設発生土の搬入元の名称（搬入元が工事現場である場合にあつては、建設工事

- の名称。第9条第2項第5号において同じ。)及び所在地
- 四 建設発生土の搬入量
- 五 建設発生土の搬入が完了した日

中略

(再生資源の発生した工事現場での利用)

第8条 建設工事業業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械(再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。)の選定に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

以下別表まで略

別表第1(第4条関係)

第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く。)をいう。)	水面埋立て用材料

発生土利用基準

(平成18年8月10日、国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)

1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

2. 適用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表-1に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表-2に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

以下別表まで略

表-1 土質区分基準

※国土交通省の発生土利用基準（平成18年8月10日、国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）の「表-1土質区分基準」を参照願います。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標* ¹⁾	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数* ²⁾	締固めた土のコーン指数試験方法	J I S A 1 2 2 8
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	J G S 0 0 5 1
自然含水比	土の含水比試験方法	J I S A 1 2 0 3
土の粒度	土の粒度試験方法	J I S A 1 2 0 4
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	J I S A 1 2 0 5

*1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

*2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

参考表

コーン指数 (qc) の測定方法

* 「締固めた土のコーン指数試験方法 (JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改定版」 pp.266-268)をもとに作成

供試体の作製	試料	4.75mmふるいを通じたもの。 ただし、改良土の場合は9.5mmふるいを通 させたものとする。
	モールド	内径 100±0.4mm 容量 1,000±12 cm ³
	ランマー	質量 2.5±0.01 kg
	突固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに 30± 0.15cmの高さから25回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24 cm ² 、先端角度 30度のもの。
	貫入速度	1cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端 を供試体上端部から5cm、7.5cm、10cm貫入し た時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5cm、7.5cm、10cm に対する貫入抵抗力 を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3.24 cm ² で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

参考 別表第2の4号の擁壁の基準について

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 関連条文抜粋（昭和37年政令第16号）

（定義等）

第1条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

中 略

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

中 略

（擁壁の設置に関する技術的基準）

第8条 法第13条第1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 切土又は盛土（第3条第4号の盛土及び同条第5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

(1)その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの

(2)その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5m以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第14条第1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 前項第1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

第9条 前条第1項第2号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第14条第2号ロにおいて「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
 - 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安全モーメントの3分の2以下であることを確かめること。
 - 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。
 - 四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。
- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
 - 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表一を除く。）第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
 - 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

（練積み造の擁壁の構造）

第10条 第8条第1項第2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れ深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第11条 第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第

75条まで及び第79条の規定を準用する。

(擁壁の水抜穴)

第12条 第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

以下別表まで略

別表第1 (第8条、第30条関係)

土 質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩 (風化の著しいものを除く。)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度

別表第2 (第9条、第30条、第35条関係)

土 質	単位体積重量 (1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第3 (第9条、第30条、第35条関係)

土 質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土 (擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	0.3

別表第4（第10条、第30条関係）

土 質		擁 壁		
		勾 配	高 さ	下端部分の厚さ
第 1 種	岩、岩 屑、砂利 又は砂利 混じり砂	70度を超え75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	45センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	50センチメートル以上
			3メートル以下	40センチメートル以上
65度以下	3メートルを超え4メートル以下	45センチメートル以上		
	4メートルを超え5メートル以下	60センチメートル以上		
第 2 種	真砂土、 関東ローム、硬質 粘土その他これら に類するもの	70度を超え75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	60センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	75センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	65センチメートル以上
4メートルを超え5メートル以下	80センチメートル以上			
第 3 種	その他の 土質	70度を超え75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	90センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	75センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	85センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	105センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	70センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	80センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	95センチメートル以上
4メートルを超え5メートル以下	120センチメートル以上			

参考 大田原市手数料条例（抜粋）

（徴収すべき事項及び金額）

第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、別表のとおりとする。

別 表（第2条関係）

（1）～（32）略

（33）大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例（平成18年条例第48号）の規定の基づく許可の申請に対する審査

特定事業許可申請手数料 1件につき 26,000円

（34）大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例の規定の基づく変更許可の申請に対する審査

特定事業変更許可申請手数料 1件につき 16,500円

（35）大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例の規定の基づく譲受け許可の申請に対する審査

特定事業譲受け許可の申請に対する審査 1件につき 16,500円

以 下 略

この条例及び埋立て等の問合せ先

☆大田原市 市民生活部 生活環境課
〒324-8641
大田原市本町1-4-1
TEL：0287-23-8775
FAX：0287-23-8923